

自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目

平成 28 年 8 月 25 日
地 方 六 団 体

我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率もかつてない高水準まで上昇するなど回復基調が続いているものの、景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費は未だ回復に至っていないなど、その成果が十分に浸透していない地域も見受けられる。アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわらせ名目 GDP 600 兆円を達成するためには、国・地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じていかねばならない。我々地方は、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、「地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし」との断固たる決意と覚悟をもって臨んでいる。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、以下の措置を講じて頂きたい。

地方創生の推進

- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成 28 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充すること。
- 子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、少子化対策に資する新たな税制や、東京一極集中の是正に向けて、「地方拠点強化税制」の更なる拡充を含め、地方への人の流れをつくるための税制について幅広く検討すること。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンプや文化プログラム等を各地方で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるように、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置など新たな制度を創設すること。
- 地方が文化資源を最大限に活かした主体的な文化プログラムに取り組めるよう、宝くじを活用した新たな財源の確保などについて、幅広く検討すること。また、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源措置を講ずること。

地方創生推進交付金等の拡充及び弾力的な運用

- 「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するほか、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に特に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、できる限り自由度を高め、地方においてより使い勝手

のよいものとすること。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

- 事業の早期着手による円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、速やかに交付決定を行うこと。交付申請の審査において、地域の実情を十分踏まえること。

地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

- 今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- 景気回復に伴う国・地方の税収増により、折半対象財源不足が解消されるに至った場合にあっても、地方財政においては依然として巨額の財源不足が続いていることに鑑み、その財源を国の債務縮減に充てるのではなく、少子高齢化や地方創生対策等増大する地方歳出や既往の臨時財政対策債の残高縮減に充てるなど、地方の財政健全化等に活用すること。
- 地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方交付税の財源保障機能の確保

- 地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。特に国庫負担金については、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出しなければならない経費であることから、P D C A サイクルという名の下に一方的に削減されるようなことがあってはならず、また、パフォーマンス指標を設定してその配分に反映することにはじまない。
いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

- まち・ひと・しごと創生事業費の算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

地方創生の基盤となる税財源の確保

- 我が国における社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月において消費税・地方消費税率10%への引上げを確実に行うためにも、我が国経済の持続的かつ力強い成長が不可欠であり、今後、地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講ずること。その際には、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。
- 消費税・地方消費税率の引上げを再延期しても、地方団体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることのないようにすること。また、保育の受け皿50万人分の確保など可能な限りの社会保障の充実を実施するとされているが、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならず、その費用については、国の責任において安定財源を確保すること。
- 消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずること。
- 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円とあわせ、平成29年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費1,700億円の投入を確実に継続して実施すること。また、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止すること。
- 介護保険制度について、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。
- 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。
- 法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小法人への適用については慎重に検討すること。
- 今後、個人所得課税における人的控除等のあり方の検討に当たっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなってい

ることも踏まえ、検討すること。

- 平成 29 年度における自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討については、自動車税は都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、消費税・地方消費税率引上げの再延期により前提条件も変わったことから、自動車税の軽減に関する必要な措置の検討も併せて延期すること。仮に消費税・地方消費税率の引上げ時に自動車税の税率の引下げを議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税に係るエコカー減税の延長に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。また、消費税・地方消費税率の引上げの再延期に伴い平成 31 年 10 月まで存続することとなる自動車取得税についても、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。
- 債却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく現行制度を堅持すること。なお、平成 28 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その収税の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 森林環境税（仮称）等の新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

熊本地震及び東日本大震災からの復旧・復興と防災・減災対策の推進

- 熊本地震から早期に復旧・復興を成し遂げるため、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。また、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。
- 熊本城などの国指定重要文化財等に甚大な被害が生じており、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。
- 東日本大震災からの復旧・復興について、国は、平成 28 年度以降 5 年間を「復興・創生期間」とした新たな財政支援の枠組みを決定したが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。

- 近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会资本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。
- 災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難施設等については、今回の熊本地震による被害状況も踏まえ、緊急に、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。